

水害記録と対策マニュアルの形成

—江戸を事例として—

渡 辺 浩 一

【要 旨】

本稿は、災害史研究の基礎としての史料学的研究である。「出水一件」(旧幕府引継書)という江戸の水害記録シリーズの一部を対象とした。ここでは、水害対処という行政課題に対して、どのような文書がどのような経緯で作成・利用されたか、という問題に限定した。検討の結果、先例の蓄積およびマニュアルの策定という文書上の水害対処が行われていたことが判明した。本稿の検討の限りでは、その過程は先例集の質的向上というよりも、マニュアル策定の方向に向かったという特徴を指摘できそうである。それは、この記録が日常的行政ではなく災害対処を内容とするため、緊急性を要したからではないだろうか。マニュアルが策定されれば、蓄積され続ける先例はそのバックデータという位置づけになるのであろう。

【目 次】

はじめに

1. 江戸の寛保2年(1742)大水害と水害記録の成立
2. 両国橋に限定した対策マニュアルの策定
3. 天明6年(1786)大水害における先例の利用
4. 総合的水害対処マニュアルの策定

おわりに

はじめに

東北地方太平洋沖地震の発生以後現在も継続する東日本大震災¹⁾のなかで、災害史研究が改めて注目されている。その基礎として、災害記録に関する史料学的検討も必要なのではないか。

日本近世という地域・時代には公的な災害記録もきわめて豊富と思われる。なぜそのように多くの公的な災害記録が残されることになったのかという課題にささやかながら着手しようというのが本稿である。この課題は既に着手されており、たとえば飛騨郡代の事例が既に紹介さ

1) この文脈では「地震」を自然現象、「震災」を地震も含めた社会現象という意味で用いている。その意味では、地震から2年経過したものの、震災はまだ続いているとも言える。このことは、本特集の他の論考に見られるような被災資料保全活動などで激甚被災地を訪れることにより実感できる。

れている²⁾。

ここでの研究関心は、かつて筆者が江戸において概観した、近世都市行政における過去情報の蓄積と利用という観点である³⁾。この観点で災害記録の史料学的検討をしてみようというわけである。

本稿で検討しようとするのは、「出水一件」という江戸の水害記録である。そのため、ここで江戸水害の研究史を史料利用の観点から概観しておきたい。

まず、言及したいのは『東京市史稿』変災篇第二(東京市役所、1915年)である。これ自体は史料集であり、年代順の編集である。しかし、例えば天明6年水害の場合は、全体の網文のほか、「一、出水概況」、「二、隅田川・神田川・忍川筋の状況」、「三、台地浸水状況」、「四、土地ノ崩壊」、「五、橋梁ノ損害」、「六、溺死者」、「七、応急措置」、「八、勤労者授賞」という主題分類で史料が翻刻されており、それぞれの冒頭にも網文がある。このため、そこですでに個別災害についての基本的な事実認識がなされているといえる。翻刻している史料も「享保撰要類集 出水之部」のほか、本稿で検討する「出水一件」からの引用も夥しい。

このように関東大震災以前にすでに江戸に関する災害史料の、当時としては優れた編集が行われていた。江戸の災害史研究は、大雑把に言えば、まず火災が先行し⁴⁾、ついで安政大地震に関する研究が行われた⁵⁾。そうしたなかで、主要な史料が大正期に活字化されていたにもかかわらず水害史研究は立ち後れているといえる。ただ、最近ではいくつかの優れた研究も見られる⁶⁾。もちろん「出水一件」に関する史料学的研究はない。

1. 江戸の寛保2年(1742)大水害と水害記録の成立

旧幕府引継書(東京都所有、国立国会図書館永久寄託)には「出水一件」という120冊のシリーズがある(810-18)。内容年代は享保5年(1720)から弘化3年(1846)までである。表紙に鞆番所⁷⁾の印判があるものがほとんどである。水害が発生した時点での日々の記録も含む、

2) 太田尚宏「飛騨地震における高山代官所の初動対応—『震災一件諸書物引渡目録』より見る」(『国文研ニュース』28、2012年)。

3) 拙稿「日本近世の首都行政における蓄積情報の身分間分有と利用」(国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『中近世アーカイブズの多国間比較』岩田書院、2009年)。

4) 黒木喬『明暦の大火』(講談社現代新書、1977年)、西山松之助「火災都市江戸の実体」、池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」(西山編『江戸町人の研究』第5巻、吉川弘文館、1978年)など多数ある。最近では岩淵令治「江戸消防体制の構造」(『関東近世史研究』58、2005年)。

5) 北原糸子『安政大地震と民衆』(三一書房、1983年)

6) 東島誠「メディアーションと権力—近世都市災害史断章」(同著『公共圏の歴史的創造』東京大学出版会、2000年)、市川寛明「弘前藩江戸屋敷における寛保水害の被災状況と復興過程」(『江戸東京博物館研究報告』16、2010年)。

7) 明暦大火後の本所・深川開発担当者である「本所奉行の職掌を引き継いだ町奉行所(本所方)が、その事務を行った本所一ツ目の役所」であり、「町奉行所の与力・同心らが本所・深川に関わる諸業務を行った」(高山慶子『江戸深川獵師町の成立と展開』名著刊行会、2007年、p82)。また、後述する本所道役もここで勤務した(旧幕府引継書『町方書上』)。本所壱ツ目の御用石場の南側にある鯨船の艇庫(「鞆」)敷地内の東側にあった。天保元年(1830)には「本所方御用書物」つまり本所方与力の業務文書がここに保管されており、火災時に与力が不在の場合は本所道役がその回避を担うことになっていた(産業52p333、『東京市史稿』産業編52を以下このように記す)。

個別水害ごとの一種の編纂物である。

なお、「大川通出水一件」という弘化3年の水害記録である3冊本がある（810-6）が、これは北年番の文書、すなわち北町奉行所の年番という全体統括役職の手元にあった文書である。つまり、「出水一件」120冊の主要部分とは出所が異なるため、ここでは考察の対象からはずす。ただし、出水一件の弘化3年部分と比較検討してみる必要はあるので、次の課題としておきたい。

現存の「出水一件」の詳細日録（18世紀末まで）である別表を見ていただきたい。これを見ると、外表紙の題は最初から最後まで「出水一件」という共通のタイトルで、番号も「壱」から「拾三」まで（「出水一件」全体では「廿四」まで）通っている。それぞれの簿冊は、一冊の帳簿に外表紙を付けただけのものもあるが、一冊の帳簿がもとは数冊の帳簿に分かれていたのが合綴されているケースも多い。

そうした内表紙のタイトルに注目すると、「出水一件」という語を用いるのは寛保2年（1742）からであることがまずわかる。それ以前の現存3冊では「満水」という表現が多く、かつタイトルが不安定である。また、内表紙には朱文字の数字があることに気付く。この表の順番、つまり「出水一件」の配列だと朱文字は番号順にはなっておらず、欠番も存在するが、「壱」から「四十七」まで（「出水一件」全体では「六十七」まで）の一連の番号が打たれている。

さらに、道役扣、家城善兵衛扣、清水八郎兵衛扣などと表紙に記されているものも多数ある。のちに説明するが、これら家城善兵衛と清水八郎兵衛の二人は本所道役である。朱番号は、家城の扣にも、清水の扣にも打たれており、外表紙の順番は朱番号の順と一致しない。なお、家城や清水の扣であることが判明する帳面で、朱番号が打たれていない帳面もある。それは、7-8⁸⁾、11-12、15-16、32-33、39、44に見られる。

さらにもう一種の朱番号が存在する。「十一上」、「十一下」、「十二上」がそれである。表1には19世紀に入ってからの一連番号も表示しておいた。文化期の帳簿作成者とみられる中島三郎右衛門は、文化5年（1808）時点で本所方与力であることが確認できる⁹⁾。したがって、この別系統の朱番号は本所方与力のもとの整理番号であることがわかる。

表1 もう一種の朱番号をもつ簿冊

冊	表題	朱番号
42	土佐守御掛 寛政五丑年出水二付御褒美一件書付	十一上
41	寛政五午年七月 流木書上 大川橋掛り名主共	十一下
42	寛政六寅年八月 大川通出水之部	十二上
50	享和二戌年七月七日朝・八日朝 出水二付焚出被仰付候扣 元町・尾上町	十四下
62	文化六巳年 大川通出水一件 壱 中嶋三郎右衛門	二十一上
63	文化七午年七月 大川通出水一件 中嶋三郎右衛門	二十二
64	文化八未年四月 大川通出水一件 北本所方	二十三
64	巳八月中 出水二付入用書上 新大橋掛り名主共	二十四
64	文化八未年八月廿六日より 大川通出水一件 中嶋三郎右衛門	二十五
65	文化九申年従六月廿八日七月七日迄 大川通出水一件 中嶋三郎右衛門	二拾七

8) 旧幕府引継書は、現在は近代のきれいな装丁に編綴しなおされており、原本が分厚い場合には分冊して装丁がほどこされている。そのため、原本の冊を示す場合に、国会図書館のデータベースでは、[第5-6冊]などと表記している。本稿の細番号表記もこれに倣う。

9) 加藤貴編『江戸町鑑集成』2（東京堂出版、1989年）p96。

以上のことから、双方の本所道役が作成した扣がどこか一ヶ所に保管され、そこで朱番号が打たれた段階がまずあり、その場所は本所道役の文政期における勤務先である鞆番所である可能性が一つにはある。ただ、この段階で本所道役の手元を離れず、朱番号が打たれなかった帳面もあった。一方、鞆番所には本所方与力が作成した帳面があり、別の朱番号が打たれていた。

その後、「出水一件」という統一した標題のもとに時代順を意図して一実際には乱れがあるが一、上記三種の帳簿が13分冊(全体では24分冊)に綴じられたという次の段階が存在したのではなかろうか。この作業は鞆番所の判がほとんどの外表紙に存在することから鞆番所で行われた、つまり近代以前(下限は維新政権による文書接收¹⁰⁾)に行われたものと今のところは素直に考えておくことにする。なお、15-16、117、118-119は、「出水一件」の外表紙は付けられていないが、鞆番所の判が表紙にあるので、この作業と同時ではなかったにせよ、次の段階よりは前にこのシリーズに加えられたものと思われる。

さらにおそらくは120のように、さらにそのあとに「出水一件」シリーズに加えられたために「出水一件」という外表紙を持たず、鞆番所の印もない冊も生じた。この作業は明治以降に行われた可能性がある。

以上はあくまでも一つの可能性に過ぎないが、現存の「出水一件」シリーズは、最初の書き手と筆写者、保管者による文書実践の累積のなかで形成された構築性の強いシリーズであることだけは確かであろう。

さて、寛保2年(1742)8月上旬には大きな水害があった。8月1日と8日に大風雨があり、利根川水系の中下流域で10ヶ所が破堤し、大洪水に見舞われた、という状況が全体としてはある。江戸の大水害もこの災害の一部である。江戸では、1日に本所・深川地域が軒の高さほど床上浸水し、多数の被災者が屋根の上などに孤立して数日間を過ごすこととなった。御普請中の両国橋が流失、新大橋・永代橋ともに破損し、通行止め(「往来差留」となった。5日には利根川堤が決壊し溺死者が多数出た。7日迄の江戸の死者数は3914人という数字がある。二度目の大風雨では小日向筋も浸水した。本所・深川地域だけでなく山手地域にも被害が出たのである。死者数は「本所筋」で2950人、「葛西筋」で2000人、日光街道の宿場町5ヶ所で9050人と記録される。なお、死者数はいずれも公的な文書の数字ではなく、実数については不明である¹¹⁾。

この大災害に江戸町奉行所は通常の訴願受理を停止し、与力・同心の現場への常駐、状況把握、橋の防衛と通行停止の判断、被災者救助のための「助船」の徴発と派遣、被災者への炊き出し、民間施行の受け付け、御救小屋の設置など、さまざまな対応を8月下旬まで行う¹²⁾。

10) 加藤貴「旧幕府引継書の基礎的研究」(『原胤昭旧蔵資料調査報告書(1)―江戸幕府与力・同心関係史料―』(千代田区教育委員会、2008年)。これによれば、本所道役の文書も引継の対象になっていたことがわかる。

11) 以上の寛保2年水害の実態に関しては、葛飾区郷土と天文の博物館編『諸国洪水・川々満水―カスリーン台風の教訓』(2007年)、『東洋文庫116 増訂武江年表』1(平凡社、1968年)p144、『内閣文庫所蔵史籍叢刊45 続談海』1(汲古書院、1985年)を参照した。

12) このときの施行に関しては東島前掲注5論文がある。野中和夫編『江戸の自然災害』第二章四「寛保二年の大水害」(同成社、2010年)が寛保2年水害の全体的な叙述として唯一のものである。なお、町奉行所の対処全体の歴史的段階については文書行政の観点から別稿を予定している。

その記録が別表の5～18である。これを見ると寛保2年の出水については記録が3種類あることがわかる。ひとつは、5-6、9-10、13-14であり、表紙に鞘番所の長円形の篆書の印鑑が捺されている¹³⁾。もう一つは本所道役である家城善兵衛の扣で、7-8、11-12、15-16がそれに該当し、こちらには裏表紙に「家城善兵衛」と記されている。さらに、17と18の2冊セットがあり、これも一部は家城善兵衛の扣である。

3冊本（「出水一件 三」）の2セットは、全面的に検討したわけではないが、ほぼ同内容であると推測される。2冊セット本（「出水一件 四」）の内容は3冊セットと基本的に重ならない。すなわち、3冊本は年月日順に記載されているのに対し、2冊本はもともと独立した5つの帳面が4つと1つに分けられて2冊の帳簿にまとめられたものである。

寛保2年「出水一件」3冊本の内容は、ほぼ月日順に、与力から町奉行への注進や、町奉行から御側御用取次や老中への上申とそれに対する回答が写されているというものである。したがって内容的には町奉行のところで作成された記録ということになる。水害発生から数日間は、1日に最大で6通もの注進や上申が記されており、収録されていない文書への言及が1ヶ所しか見られないことから、水害対処にあたって町奉行が授受・作成した文書のかかなりの部分がそこに記されているという印象を持っている。なお、帳簿の合綴などではなく、整った形での日付順の編集は、寛政期以前では寛保2年水害に関する記録だけである。

寛保2年（1742）水害一件の本所道役の扣3冊の原表紙には、いずれも以下のような同文の書き込みがある。

此帳面写扣置候儀、宝永元申年満水之節書留を以助船之義并施行等迄御両御奉行直ニ申上候付、留書御一覽之上書面之通被仰付候、依之重而為御見合写置度旨申上候処、窺之通道役方ニも留置候様ニ被仰渡之、仍而写置候

本所道役 家城善兵衛扣

行年六十六歳

延享二乙子年秋写之

（「出水一件」7）

これによれば、宝永元年（1704）の洪水の際、本所道役である家城善兵衛が当時の二人の町奉行に、「書留」を示しながら、救助船や施行のことを申し上げたところ、その「書留」を見て、この通りに水害に対処するようにと仰せ付けられた、ということがあったことがまずわかる。後段では、このような経緯を踏まえて、今回の寛保2年（1742）水害の記録を（将来の）参照のために筆写したいと（町奉行に）申し上げたところ、上申の通りに本所道役のところにも水害記録を作成し保管するように仰せ渡されたので、（この文書を）延享2年（1745）に筆写した、というのである。

また、「出水一件」17の原表紙には以下のごとくある。

（表紙）

「寛保二戊秋

此帳面御扣貸、為後覚無間違様ニ見合ニ写置

13) この3冊だけが別表の範囲では美濃判であり、原表紙の紙質と文字が上質であることが非常に気になる。前述の「出水一件」シリーズ構築の過程に、もう一つ別種のものを加える必要があるのかもしれないが、保留とする。

具之義は外三冊ニ而相知候事、代筆ニ而写置取候

出水一件書留

「六」(朱書)

本所改安藤源助殿扣写

家城善兵衛扣

」

標題右上(原本では右下)の書き込みが与力安藤によるものか本所道役家城によるものかが判明しないので解釈は避けるが、標題右下(原本では左下)の書き込みから、少なくともこの冊は本所方与力の安藤源助のところにあった扣を本所道役家城善兵衛が筆写したことがわかる。

以上二つの史料からは、本所道役のところでもまず水害を記録することが行われ、それがその後の水害の際に役立ったことが判明する。おそらく、そのことにより町奉行所(本所方か)の方で水害記録の作成が行われるようになり、それを今度は本所道役が今後の水害対処のために町奉行所の「出水一件」を筆写したことがわかる。つまり、本所道役と町奉行所が相互に補完しながら水害先例が蓄積されていったということではなかろうか。

水害記録を意識的に残し始めたのが本所道役である理由は、町奉行所の与力・同心よりも災害現場に近い立場にいたからであろう。現場感覚からの要請で記録作成が始まるという点は、災害記録の特質と言えるのかもしれない¹⁴⁾。

次に問題となるのは、「出水一件」がいつから系統的に編集されたのかという点である。別表からは寛保2年水害からということにはなるが、これは現存文書だけの情報であるので、他の史料から点検してみる必要がある。

まず、寛保2年(1742)の「出水一件留」には、それ以前の水害対処先例がほとんど引用されないという事実がある。この点はのちに検討する天明6年(1786)の「出水一件」と対照的である。

また、以下の寛保2年8月6日付け新大橋に詰めている与力よりの注進は、施行方法についての検討が注目される(「出水一件」7、コマ80¹⁵⁾)。

一明朝計被下候而者、行届不申儀も可有之候ニ付、明昼も被下可然哉と被思召候、併前々々様之施行も在之節ハ一日ニ壹度ニ限り候哉、又は朝夕両度被下候哉、先例も有之候ハ、可申旨被仰下候、正徳四年野非人御施行之粥、中橋広小路おみて被下候節ハ、追々小屋江参候もの被下候由、朝夕と限り候儀も無御座、追々幾度も被下候由ニ御座候、今夜五ツ過迄私共新大橋ニ罷在候、(後略)

施行方法について町奉行からの先例の問い合わせに対し、与力は正徳四年野非人施行の例を報告し、朝夕ということではなく来た順に施行を行ったと報告している。つまり、水害の際の施行に関して、先例に従って詳細を決定していることがわかる。ただし、このような例は寛保水害記録ではこの一例しか検出できない。

また、先の引用史料(「出水一件」7の原表紙)からは、宝永元年の水害において施行が行われたことが記されている。とすれば、水害時施行の先例が実際には存在したにもかかわらず、

14) このような一文を記してしまうのは、明らかに東日本大震災の影響である。長坂俊成『記憶と記録—311まるごとアーカイブズ』(岩波書店、2012年)が関連文献ということにならうか。

15) 国立国会図書館「電子図書館」「古典籍資料(貴重書等)」におけるコマ数(dl.ndl.go.jp/#classic/2012/11/04)。

ここではその先例ではなく野非人施行の先例が引用されたことになる。最も適切な先例を探し出すことができなかつたのであろうか。過去の蓄積情報が適切に利用できる状態になかつたことが推測される。もっとも寛保2年以前に町奉行所が直接施行を行ったことがあるかどうかについては、現段階では同時代史料で確認できていないのでこの点に限っては保留としておきたい。

さらに、寛保2年8月5日付の町奉行石河朝政から老中松平乗邑と御側御用取次加納久通あての書付の一部も紹介したい（変災2 p279、「出水一件」7）。

一、先年猿ル股切レ出水之節、本所辺水押上ケ、其節鶴飛驒へ被仰付、介船差出し、本所漕廻り、足弱之者乗介候旨、及承候由、古キ本所道役之者申候、御勘定奉行御吟味可有御座哉ニ付申上候、（以下略）

ここでいう先年の出水とは恐らく宝永元年（1704）の水害であろう（後掲石川論文）。その際に、享保期の川船奉行廃止後に川船統制を担うことになる鶴に救助船を差し出すことを命じた、という先例情報を「古キ本所道役」が記憶と口頭によって提供していることがわかる。この点に関しても先例の根拠となる文書は存在しなかつたようである。「古キ本所道役」とは寛保2年時点で65歳であった家城善兵衛である可能性がある。彼は宝永元年時点では24歳であり、水害体験をベースとし、先代からの伝承を加えて先例情報を町奉行に提供したものと思われる。

また、以下のような史料もある。（「出水一件」10、コマ65）

戊八月廿七日石見守殿江上

先年出水之節之書留吟味仕候処、相見え不申儀申上候書付

先達而被仰渡候拾五年以前申年九年以前寅年出水之時、并其砌右出水ニ付而之被仰渡候御書付類、又者御触書等之儀、御役所帳面書留吟味仕候処、右類之儀曾而相知不申候、依之申上候、以上

戊八月

石川土佐守

寛保2年（1742）8月27日に、町奉行石河が享保13、19年（1728、1734）出水の書付・触書について「御役所帳面書留」を調査したが見つけることができなかつたと御側御用取次小笠原石見守政登に報告している。しかし、別表を見ると享保19年の水害記録は2冊現存している。したがって、享保19年の水害記録は存在していても利用できる状態にはなかつたということになる。

したがって、この段階では、享保改革における「公文書改革」¹⁶⁾により記録が整備される方向性が示されていたにもかかわらず、非日常的な事案に関しては過去情報蓄積が極めて不十分であったことがわかる。それと同時に、先例が利用可能な状態に整備されることが求められていたということも指摘できる。

以上の傍証から、「出水一件」の現存状況は作成時点の状態をかなりの程度反映しているのではないか、すなわち寛保2年（1742）以前は「出水一件」が系統的には編集されなかつたものと考えられる。

16) 大石学「日本近世国家における公文書管理」（歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』日本図書センター、1999年）。

先例集の形成に本所道役が大きく関与していたことの意味をより本質的に考えるためには、一方の情報蓄積者である本所道役が何であるのかについて分析しなければならない。

本所道役とは、膨大な江戸研究の蓄積のなかでも未だに十分には明らかにされていないものの一つであるらしいが、松平太郎『校訂江戸時代制度の研究』には以下のように記されている¹⁷⁾。

両国以東の宅地、溝渠の事務を執行するは、奉行の所職にして、道役はその道路を管す、(中略)、道役は、奉行廃して後、町奉行に隸す、万治二年十二月、河東の地開発と共に、家城善兵衛、清水八郎兵衛両名当職を帯し、その支配に任せしに淵源し、爾来連綿して幕末に逮び、両氏之を世襲せり、共に用達商人の列とす

これによれば、本所道役は、本所・深川地域の道路の維持管理を職掌とする特権町人身分の者ということになる。

ただし、本所道役の機能は上記にとどまらないようでもあるので、以下、断片的であるが関連史料を列挙し、粗雑な想定を述べたい。

まず、文政期に書かれた「本所起立記」によれば、万治2年(1659)に、本所・深川開発担当者である本所奉行のもとに、「川々道橋等為取締之見廻り役人」がいなかったため、家城善兵衛と清水八郎兵衛の先祖が「本所見廻り道役」を仰せ付けられた、とする。享保4年(1719)に本所奉行が廃止されたときも、兩人ともに「是迄之通り道役」を勤めるよう仰せ渡され、「深川之儀道役無之所、其節より本所・深川一門御用向相勤候様」に仰せ渡された、という¹⁸⁾。ここからは道だけではなく橋の取締も行っていたことがわかる。

次に、「御府内備考」によれば、本所道役は本所方与力・同心とともに、町奉行が本所・深川について御用向や調査があるときに町役人を呼び出し、そのほかに「本所附町屋敷上納地代金」などの取り立ても行っていたことがわかる¹⁹⁾。道と橋の取り締りだけでなく、かなり広範囲の都市行政に関与したようである。

橋に関しては、特に両国橋の創建や修復にこの二家がかかわっていたことが『東京市史稿』橋梁編から窺うことができる。修繕に関しては、寛保3年(1743)「両国橋掛ヶ直シ御修復一件」および同4年「両国橋新規御普請一件」という家城善兵衛が作成したものがある²⁰⁾。そのなかから若干の例示をすれば、修復に関しては、橋の破損見分書、修復費用見積書などは本所道役が作成している。また、修復普請入札の差配も行い、作事方が作成した仕様書の点検も行う。新規普請に関しては、橋脚材料の諮問に回答したり、費用負担について意見具申したりと、土木技術的な問題から財政問題まで幅広く関与する。また、古い橋脚の撤去ができない請負人

17) 松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂江戸時代制度の研究』(柏書房、1971年)。

18) 前掲『町方書上』。

19) 高山慶子前掲書p87。

20) 橋梁2 p121~217、315~394に全部ではないが翻刻されている。後者の表紙裏には「此帳面之内他筆もとち置候二付、上下詰り不揃二候得共、書違為無之、右之通二候、後覚之為二有増二記、此余者不相知 文字違落字、老眼ノ事御宥免」とある。この時点で66歳であった家城善兵衛は、老眼に悩まされつつも、後世に記録を残そうとする意志を持っていたことがわかる。先の出水記録表紙添え書きもそれを裏付ける。また、彼は、ほぼ同時期に橋普請の記録と出水の記録の両方を筆写・編綴していたのであり、次の大水害の現存記録が完全な編集でないことを考えると、現存史料の範囲内では彼の個性が際だつこととなる。

にかわってそれを行った「水練之者」への賃金を本所方与力から受け取り「水練之者」に渡ししており、町奉行所本所方・請負人・「水練之者」という三者のなかだちの役割を果たしている。このように見てくると、本所道役は町奉行所支配と都市社会を媒介しつつ橋という都市に不可欠なインフラ整備を実現させているように思える。

次に、身分に関しても若干の検討を行ってみたい。安永6年（1777）に本所道役の清水八郎兵衛と家城善兵衛が苗字を名乗ることを許されたことを伝える史料²¹⁾からは、①本所道役の日常的な職務は「道役」と「触役」である、②近年の特別な職務としては猿江材木蔵内掘浚・大川出洲浚・三ツ俣築立がある、③名字帯刀はこの二人に特別に付与されるものであり本所道役という職に伴うものではない、の以上三点の重要な情報が得られる。

これに関連してであろうか、安永8年になされた、身分についての町奉行よりの尋ねに対する回答があり、その内容は以下の通りである（産業26p614-618）。①「私共拝借屋敷」には町触がくるので、（その）家主共が書き留めている。②「恐悦」の際に町奉行所の御玄関に出頭しているが、その伝達は、本所方から（直接伝達される）場合と名主と同じ沙汰の二通りがあった。③宗旨改は個別町の人別帳に記載され名主へ差し出している。

以上の現状を踏まえての願書の内容は以下の通り。①触事は本所方から受け取りたい。②「恐悦」時の町奉行所出頭についての仰せ渡しは本所方より受け取りたい。③宗旨証文は本所方へ差し上げたい。総じて一般の町人身分とは異なる取扱いを求めている。

次に、本所方与力は以下のように説明している。①この二人（清水八郎兵衛と家城善兵衛）は「本所深川御用向」を勤めている。②勤金を下付され、町屋敷を一ヶ所ずつ拝借している。③隠居・家督相続は本所方へ願書を提出し、跡役相続を仰せ付けられ、誓詞を提出している。④平日町奉行所へ出頭する際には、縁側に出頭している。⑤触事は、町年寄方より（直接）伝達されず、（町年寄と同じ本町一丁目の家主伝次郎が取り次いだ）配符²²⁾で伝達されるだけで、道役の身分として触が伝達されるわけではない。⑥宗旨改は拝借屋敷を支配している名主に対して、人別帳に印形することにより行っている。

この現状を踏まえた、本所方与力による要求は、触事は「御月番之御組本所見廻り」より伝達し、宗旨改も本所見廻りへ差し出したい、というものであった。この結果、この二人は「町奉行直支配」となり、町奉行所の白州に呼び出して申渡し事がある時は下縁へ出頭する、触の伝達経路と宗旨証文の提出先は本所方に変更、となった。

そのほか、本所道役の半ば私的な経営活動にも見える事例もある。寛政元年（1789）に本所道役二人は以下のように願い出ている。彼らは4年以前の午年から本所尾上町統新地を引き受けているが、未だに明地も多く地代金も少ない。町入用ならびに地所に附いている普請入用にも足りず、上納金の手当もなく難儀している。よって、家作が建て揃うまでは明地に見せ物を差し出したいというのである（市街30p543）。どうやら彼らは新地を開発したらしく、こちらは半ば私的な経営活動のようだ。特別な職務として猿江材木蔵内掘浚・大川出洲浚・三ツ俣築立に関与するのも、このようなビジネスを行っていたからであろう。さらには、本所道役としてこの二家が機能できるのは、彼らが土木技術の知識と労働力調達能力を有していたからであ

21) 『重宝録』第二、p444（東京都、2001年）。

22) 高山慶子前掲書p190参照。

ろうことがこの事例から想像される。

以上から、本所道役の職掌と身分はおおよそ判明する。整理すれば以下のようになる。①本所・深川地域の道路・橋・堀の維持管理とならんで触の伝達も職務であった、②かなり大規模な土木工事を請け負うことが可能な存在であった、③基本的には町人身分であったが安永8年(1779)に身分が上昇した、という三点を仮に結論付けることができる²³⁾。つまり、身分的中間層²⁴⁾の一事例であり、江戸町奉行所の本所方与力・同心による地域支配を、主として土木の側面で支える存在ということになろうか。

したがって、災害対処先例集を形成する契機は幕府ではなく、その支配を支え、土木技術の知識と行政能力を有する身分的中間層が作った、という評価が可能である。それを町奉行が受け入れ、町奉行所の組織として災害対処先例集を編集することになった。さらにそれを身分的中間層が先例として筆写するという過程を経た。

このように、両者の相互補完関係のなかで、具体的には町奉行所(本所方)と本所道役の双方で、水害対処先例の蓄積が行われたことがわかる。

2. 両国橋に限定した対策マニュアルの策定

さて、寛保2年(1742)8月の大水害後には、江戸ではまず橋の修理が行われるほか、橋脚が破損した両国橋の水害時防衛体制が整備される²⁵⁾。

その第一は、寛保2年12月4日に町奉行から御側御用取次加納久通に提出された両国橋水防体制に関する現状報告書である(橋梁2 p266-269)。その内容は役船請負人、水防請負、橋番請負人²⁶⁾、本所尾上町名主・本所元町名主からの人足出動人数の確認が中心であり、具体的な作業手順については基本的なことのみが記されている。

第二は、翌延享元年(1743)7月3日に、両町奉行から御側御用取次小笠原石見守に提出された両国橋防方評議書である。同11日に附け札が付いて返却された(橋梁2 p452-456)。この評議書の構成は、本文、「此段」、「御附札」からなる。「此段」は町奉行所内部の意見。本文がどちらかの町奉行であるとすればもう一方の町奉行、あるいは与力かもしれない。「御附札」は御側御用取次の意見である²⁷⁾。以下内容を紹介する。

23) 本所道役に関しては本格的な検討の必要性がある。天明6年水害の時、実際に現場で指揮をしているのは担当の与力・同心ではなく本所道役であるようにも見える。町人足徴発の町触も本所道役が出している。これらは安永8年の身分上昇があったからとも言えるのかもしれないが、現段階ではよくわからない。また、旧幕府引継書内の本所道役作成史料の全面検討が基本的な作業として必要であり、それも含めて全て今後の課題であろう。

24) 朝尾直弘「18世紀の社会変動と身分的中間層」(初出1997年、『朝尾直弘著作集7 身分制社会論』岩波書店、2004年)。

25) そのなかには鯨船という川が氾濫状態でも航行可能な特殊な船を、橋に流れ掛かった物体の撤去に使用するということが含まれていた。

26) 以上の三種類の人々は、両国橋広小路における社会=空間のあり方を規定する「両国橋の防災・管理システム」の「三つの局面」と把握されている(吉田伸之『身分的周縁と社会=文化構造』部落問題研究所、2003年)。

27) 翻刻は文字の配置が原本に倣っていないため、以上の判断には国立国会図書館ホームページ「電子図書館」の画像を参照した。

- ① 両国橋橋脚と仮橋が流失したのは夜間に綾瀬橋が流下してきて掛かったためである。夜中は水防の人数が詰めていないのは不都合である。これについて、水防請負および水練の者の意見も聞くべきとの意見が付されている。
- ② 人足は、水防請負人足だけでは数が足りないので、向寄の町々に増人足を申し付けるべきだ。しゃち轆轤（ろくろの一種か）を設置すべきだ。これへの「御附札」は、しゃち轆轤は無益ではないか、請負人の判断に委ねるという内容。以上に対する意見は、a.鯨船を設置するのならば増人足が必要である。b.しゃち轆轤は必要である。これへの「御附札」は、水防道具とは何か、という問い合わせ。
- ③ 両国橋に流れ掛かる橋・筏・高瀬舟・建家・根こそぎの大木は、千住大橋より下流のものである。しかし流下物を川の中で留めることは難しく、取り除けるしかない。これに対する意見は、大きな流れ物は途中で留めるべきだ、筏を強固に繋留せよという申渡は有効である、それでも橋脚に流れ掛かる物は取り除けるしかない、というもの。
- ④ 流れ掛かった物の撤去方法について、「海船之かな碇」や鯨船を用いるなど詳細に提案。これに対する意見は、尤も、である。
- ⑤ 夜間の撤去方法について、橋桁下に提灯を吊すなど詳細に提案。これに対する意見も尤も。

このように、両国橋橋脚流失の原因が具体的に究明され、その認識に基づき、鯨船を用いれば夜間でも撤去可能、そうすれば夜間も出動可能なので人足の増員が必要、流下してくる物体への対策などが具体的に提案され、現場の意見も入れながら評議されていることがわかる。

これにもとづいて、現場関係者の申合書が作成される。それが、延享元年（1744）7月10日に連判された「出水之節防方申合連判」である（「出水一件」17、コマ3-16）。連判しているのは、両国橋役船六十人小頭4名、両国橋鯨船小頭2名、両国橋水練廿八人28名（最後の一人は鯨船小頭と重複）、米沢町水防請負5名、橋番請負吉川町名主、本所元町の者2名および名主1名、本所道役2名、である。内容は、3日付け評議書とほぼ同内容で、①に対する小笠原の附け札がなく原案通りの内容。②に対する水防道具とは何かという単純な質問の御附札がなく、これも原案通り。④原案通りであるが文末が疑問形で終わっており、申合にふさわしくない文体となっている。⑤は御附札がそのまま記されていることも体裁上不備ではある。このように、体裁上の不備はあるものの、現場関係者間で新しい対処方法への共通認識が計られたことの意味は大きいものと思われる。

この直後も評議が続くが、内容的に大同小異なので省略する。最終的には、延享元年7月20日に町奉行は御側御用取次小笠原にこの件に関して伺書を提出し、小笠原の指示により22日に月番老中松平乗邑へも水防道具帳と町触案を添えて提出し、小笠原にもその扣を進達した。23日に承付を提出しているため、老中松平乗邑が承認したことがわかる。この確定された伺書が結論と見られる。その内容は以下の通りである。

- ① 流れ物が懸かることを防ぐ方法。その詳細は以下の通り。鯨船、佃嶋獵船、川船方よりのちよき造り大三挺船の役割分担。水防人足だけでは不足のため向寄の町々より増人足徴発。駒形辺中ノ郷御上り場付近五ヶ所にしゃち轆轤設置。
- ② 橋に懸った物を見つけ次第出動するように与力に申し付けておく。
- ③ 綱を付けて人足で牽いても駄目なときは轆轤を用いる。
- ④ 千住大橋以南よりの橋筏・高瀬船・建家・柱などの流下対策。

- ⑤ 橋筏・高瀬船の類が両国橋橋脚に掛かった場合の対処方法。
- ⑥ 同上夜間の場合の対処。橋桁に提灯を吊し昼と同様に行う。
- ⑦ 流れ物への対処の分担は、川上で留めるのは水防請負之者、橋に懸かった物を取り除くのは与力・同心。
- ⑧ 両国橋のところに、しゃち轆轤を設置する。
- ⑨ 橋に懸った物を撤去前に解体するため斧・まさかりも用意する。
- ⑩ 浅草筋・本所・大川橋に係留している船・筏が流下しないように船主・荷主に申し付ける町触を出す。

などと、マニュアルは詳細を極めている。

以上のように、両国橋を隅田川増水から守るために、大水害直後に確認された橋防衛体制を前提に、両町奉行と御側御用取次の間で評議が行われ、それに基づき、現地の関係者の間で連判書が作成され、対策が共有された。そののち、より詳細な方法を箇条書きで記したマニュアルが、ここでも町奉行と御側御用取次の間の評議を経て老中により確定されたことがわかる。

このマニュアルの基本的要素は、天明7年(1787)「年番与力勤方」の末尾に「両国橋出水一件覚」という項があり、そこに凝縮した形で記されている²⁸⁾。町奉行所全体としてこのマニュアルが共有されていたと見てよいであろう。実際に、『東京市史稿』変災篇2を見ると、具体例を挙げることは省略するが、その後の水害にあたって、ほぼマニュアル通りの対応が行われていることが窺われる。

ただし、注意しなければならないのは、ここで申し合わされ、確定されたマニュアルは、両国橋の防衛のみに限定されていることである。両国橋は御用橋であり、幕府の直接の管理下にあったが、他の永代橋・新大橋は町人橋であったため、町奉行所におけるマニュアル作成の対象外になったものと思われる。

さらに、町奉行所は、このほかに、助船、施行(対象は被災者)、御救米(対象は極貧者)など、多様な対処を水害に対して行っている。しかし、この段階では橋の防衛のみに限定されたマニュアル作成にとどまった。その後、別表の23-24にもあるように、宝暦3年(1753)に町奉行所の内寄合において「水防方」に関して評議が行われているが、これも対象は両国橋に限定されている。総合対処マニュアルはもう少し時代を待たなければならない。

3. 天明6年(1786)大水害における先例の利用

寛保2年(1742)大水害以後、「出水一件」(「出水一件留」というタイトルが多い)が編集されるようになり、別表のように継続的に「出水一件」が現存している。そこでも、本所道役扣を筆写したもの、あるいは道役扣そのもの、さらには、先に紹介した「両国橋防方申合連判」のように連印された原文書までもが鞆番所の帳面に編綴されている事例が見られる。

宝暦12年(1762)6月の「出水一件留」は、寛保2年の時と同様の日付順の記載となっている。別表のように23-24の道役扣と、そう記されない21-22の二種類があり、この二つは後者冒頭

28) 坂詰智美『江戸城下町における「水」支配』(専修大学出版局、1999年) p211。

の水位記録を除いては同一の記録であるように見受けられる。本所方与力から町奉行への注進がほとんどであるが、両国橋水防役や道役から与力あての文書がいくつか見られるので、与力の記録かと思われる。寛保水害記録と異なる点は、町奉行と老中の中で取り交わされた文書が全く出てこない点である。この点は編集の度合いが相対的には低いということになる。

宝暦12年の「出水」は洪水の被害は大きくはなかったらしく、新大橋が往来留めとなり、本所地域の一部と千住で浸水があった程度である。隅田川・神田川が増水したため、マニュアルに従って橋防衛体制がとられた経過などの詳細な記録が残されたのである。この例から見ると、寛保2年水害を契機として、被害規模の大小にかかわらず、記録が継続的に作成され保管されていたと見られる。

天明6年7月には、寛保2年以来の大きな水害に再び江戸は見舞われることになる。これも7月12日の大風雨により、寛保水害同様に、利根川水系中下流域で破堤し関東平野が大洪水に見舞われた状況の一部である。より大きくは天明飢饉の一部でもある。浸水の水位は寛保水害よりも高かったと述べる記録が複数ある²⁹⁾。この時も寛保水害と同様の対応を町奉行所は行っているため、同様に記録が作成された。

今、検討している「出水一件」シリーズでは、別表に見られる通り、天明6年水害に関しては、上中下三冊の「出水一件」(32-33、34-35、36)と、「虫食余計もの」という一冊(37-38)が現存している。「上」の内容は、①水位記録、②7月17日から8月16日までの町奉行行動記録、③水位記録、④7月15日から8月11日までの与力日記の写し、という構成であり、編集の意図は感じられるが整ったものではない。「中」と「下」は本来別々の帳簿の合綴である。「中」の1冊日が町奉行から老中への上申とその回答の写しであるほか、同一内容の原本と写が両方綴じられているものも見られる。ただ、全体としてみれば、日記、届書・伺書、施行、御救米、水防道具などという分類が施されていると見ることもでき、日付順という方針を貫徹した寛保2年水害記録とは異なった編集方針を持っていたのかもしれない。

「虫食余計もの」は、全体として文字が乱雑である。その1冊目「大川通出水一件」は当時の本所方与力仁杉幸右衛門の日記であり、「上」④部分の原本である。「上」④は概ねこの与力日記の写であるが、部分的に筆写を省略したところがあるほか、日記原本では「自分」と表記されている部分が写本では「幸右衛門」になっており、原本そのままの写ではない。そのほか、原文書（切紙）の綴り込みもある。「上」が編集されたあとは「余計もの」となったのかもしれないが、水害現場に最も近い文書である。

この天明6年水害にあたっては、寛保2年の時とは異なって、その史料のなかに先例への言及が多く見られる。

例1：天明6年7月18日付け、町奉行曲淵・山村より月番老中田沼意次への伺書（産業30p273）
先達て申上候通、本所筋出水二付、助船追々差出、尤以前見分之組ノ者差遣候処、空腹之者多相聞候間、寛保二戌年出水之節之通、給物可被下置候哉、左候ハ、今日より粥握食等

29) 変災 2 p464、p469。産業30p247。

申付候様可仕候哉、此段奉伺候、以上

この伺いは田沼により承認され、被災者への施行が実施されることになるのだが、ここでは寛保2年水害の際の施行が先例とされたことがわかる。

例2：天明6年8月5日付け、町年寄奈良屋市右衛門よりの「口上覚」（産業30p351）

御米五石四斗九升、極貧之者百三十拾老人え御救米被下候ニ付、各様御立合之上、寛保二戌年之振合通私罷出、極貧者有之町々名主月行事え明日割渡候様、甲斐守様被仰渡候（以下具体的手順略）

こちらは町年寄が極貧者に御救米を支給する手順について、これも寛保2年の先例に従って行うことを命ぜられたことがわかる。また、この件の実際の施行に関しては、両町奉行間の評議について以下のように記される。

飢人え御救米渡方、御救飯為相渡候もの取計候方可然旨、先刻御談申候処、先年ハ町年寄計ニて相渡候趣ニ御座候、此度ハ本所方より人数調差出候間、本所方立合せ、奈良屋市右衛門為相渡候様可致候、左様思召可被下候、以上

この引用は先の引用史料の末尾であるので「先年」とは寛保2年のことである。支給手順については、今回は町年寄だけで行うのではなく、町奉行所本所方からも人数が出て立ち合うことに変わっており、先例をそのまま行ったわけではないが、先例を参照しながら部分的に変更を加えたことがわかる。

このほかにもいくつかの事例を挙げることが可能である。

例3：7月16日暮時に、本所方与力は、「兼而御定之人足五拾人唯今早々両国橋西広小路へ可差出」と本所尾上町・同所元町月行事・名主に指示している（「出水一件」36、コマ83-84）。この二つの町が水害時に提供する人足の人数があらかじめ寛保2年水害後に定められていたことは前述の通りである。

例4：7月17日、本所方与力は、年番吉田忠藏方へ手紙にて「定例之通八人増下役之儀懸合、尤内老人ハ服部伝吉遣候間、七人差出被成候様」申し遣した（「出水一件」32）。これは水害担当の与力のもとに同心を八人増員することが「定例」となっていたことを示す。

例5：7月晦日、町奉行曲淵・山村は、月番老中田沼意次あてに、御救給物停止に伴い老人・病人・片輪者・極貧者へ御救米支給伺いを提出しており、それに寛保2年一人あたり支給量の朱但書を添付している。この伺いは承認され、御救米支給対象者の調査が指示された（「出水一件」34）。ここでも寛保2年水害の事例が参照されている。

これら先例の情報源としては、まず「出水一件」が考えられる。もう一つは、「享保撰要類集 出水之部」が考えられる。上記の5例のなかでは例4を除いては、両方に記載があり、吉宗や大岡忠相の意図の通り「享保撰要類集」も有効に機能していた可能性がある。しかし、周知の通り「撰要類集」シリーズは町奉行と老中間のやりとりにはほぼ限定される。しかも先例として有効と判断されたものだけが採録されていることが、「出水一件」と「撰要類集」を比較するとわかる。特に「享保撰要類集 出水之部」には、新大橋や両国橋に詰めている与力から町奉行への注進は基本的には採録されていない。そのため、「撰要類集」だけでは与力の具体的な対処の手順などは判明し得ない。したがって、与力が先例に従って水害に対処するには「出水一件」が不可欠であろうと推測される。

以上の検討から、天明6年の水害の際には、町奉行は「享保撰要類集 出水之部」という上

位の先例集を、本所方与力や本所道役は「出水一件」という下位の先例集をマニュアルとして用いていたと把握しておきたい。ただし、別表の18のように「出水一件」には「撰要類集」からの書き抜きも含まれるので、この上位・下位という区分は相対的なものである。

4. 総合的水害対処マニュアルの策定

ここでは、寛政4年（1792）に総合的水害対処マニュアルが作成されたことを紹介するが、その前にそうしたことが行われた背景について説明しておきたい。

おそらく直接的な契機は、寛政3年8月6～8日と9月4日の二度の高潮である。最初の高潮では、石川島の石川市屋敷で床上3尺ほども海水が押し上がり、それに加えて大風雨により川が溢れた。洲崎弁天付近の家が高潮により50軒ほど流失し40人ほどが溺死したという。深川地域には「大潮」が入り込み、蔵屋敷は6,7尺も海水に浸かった。深川・本所・亀戸辺で1400人ほども溺死者が出たという。永代橋・両国橋は当然往来差し止めとなった。二回目の高潮は、9月4日巳の刻（午前10時ごろ）に洲崎を襲い、入船町・久右衛門町一丁目二丁目の町屋が住民とともに海に押し流され、多数の行方不明者が出た。その「返し波」で行徳・船橋の塩浜が壊滅し、民家が流失したという³⁰⁾。

天明6年の大水害からわずか5年後に再び連続して大きな被害を被ったため、新たな対策の必要性が認識されたものと推測される。

また、背景としては、松平定信政権が江戸の水害対策を次々と実行していたことが考えられる。すなわち、寛政元年の隅田川浚渫に伴う三保中洲（富永町）の撤去（産業33p373）、五ヶ所の「水塚」（避難場所）設置（産業33p378）、寛政3年高潮の激甚被災地である深川洲崎のクリアランスと「波除碑」の設置³¹⁾、である。その背景には、定信老中就任後の御三家あての意見書³²⁾に、天明6年大水害の克服も大きな政策課題の一つであることが表明されていることがあった。これらのことは、いずれ別稿で述べることとなると思うが、おそらくそれと関連して総合的水害対処マニュアルの策定が行われたことをここではとりあげたい。長文であるが以

30) 石山秀和「都市江戸における水害史研究の現状と課題」（『江戸東京博物館研究報告』16号、2010年）。変災2p464、469。なお、現代の気象学では、一昨日（2012年9月30日）の台風17号関連の気象情報でも説明されていたように、高潮とは台風の強風により海が陸地に吹き寄せられ、かつ気圧も低下するために海面自体が上昇（「吸い上げ効果」）して堤防を大量の海水が乗り越えてくる現象（山下隆男「台風と高潮」（京都大学防災研究所編『防災学講座1 風水害論』山海堂、2003年））であり、単に波が高いだけの高波とは全く異なるということである。寛政3年の一度目の高潮の記述からは、海から一定度離れたところにまで海水が侵入していることが窺われ、現代でいう高波ではなく、まさに高潮であったと思われる。また、本文にある「返し波」は、現代の専門用語では「揺れ戻し」と表現され、その発生メカニズムも明らかになっている（同前）。寛保2年と天明6年の水害は利根川水系から流下する水による洪水であったのに対し、寛政3年の水害は高潮によるものであって、水害のタイプとしては異なることとなろう。

31) 港湾2p184、188、「洲崎一件」（旧幕府引継書）。栗原修「化政期江戸の波除地利用」（『江東区文化財研究紀要』11、2000年）。

32) 寛政2年正月22日付け（産33p377）。

下引用する(出水一件120)³³⁾。なお、<>で括った部分は添え書きないし割り注である。

(表紙)

「(朱)「寛政四子年八月廿二日 越中守殿江御直ニ上候処、其後御沙汰無之候得共、此申上之趣相合取計候」

出水之節取計方之儀ニ付申上候書付

池田筑後守(長恵、南町奉行)

小田切土佐守(直年、北町奉行)」

出水之儀兼而御手配定居候得者、別而応変之取計致し能 御仁恵も可届儀ニ候間、調置候様御沙汰ニ候間、享保・寛保・宝暦・天明午年等之御手当配見計、右ニ而御救行届儀ハ以来者如此致し、又ハ出水ニ到候ハ、救船何々之町江ハ早々可申付事、又者賃銭猥ニ高く致ス間敷事、又ハ焚出しハ何方江申付候儀、鶴房次郎杯江達候而救船為出候事、杯与申候様ニ、其節取計之ヶ条立致し、しらへ可申上、兼而議定致置候得者宜く候、出火杯も已ニ度々有之事故、御定も品々有之候ニ付、行届候<○「是迄御書取」(朱書、42)>儀ニ候間、取調可申上旨、当六月中被仰渡候間、取極候趣左之通御座候

大川通又ハ神田川通出水之節、本所方双方与力下役同心罷出、出水之様子定尺増減相糺、私共江注進仕候、増水強節者昼夜与力同心并本所道役共両国橋番所江相詰、鯨船差出<此鯨船之訳奥ニ申上候>、其外水防道具<此水防道具之訳奥ニ申上候>、橋番請負人并役船之者共<此橋番請負人、役船之訳奥ニ申上候>、人足為差出橋上江重り石等差置、其外防方仕候<此石之儀奥ニ申上候>、夜中ハ橋下江下挑燈并広小路所々 御上り場辺江も高燈灯為燈、尤流物等有之候得者、水之様子ニ而前々より御定、町人足四百七拾人之内<此町々人足割合奥ニ申上候>人数割合招呼、両国橋并浅草駒形町・本所中之郷竹町、右三ヶ所江為相詰、同心附置差配為仕候

一弥々可及大水様子ニ候ハ、私共可能出候、尤水勢ニ寄鶴房次郎方仮船<此役船之員数奥ニ申上候>船持町々江<此船持町々之儀奥ニ申上候>兼而申渡置、大茶船船頭八人乗・小茶船同四人乗之積ニ而助船之用意致置、差回数次第早速両国橋江為詰船数等相調早々船為繰出可申候

但、寛保年中出水二者重モニ役船相用、天明年中出水二者役船差支候ニ付、町方雇船相用申候

一私共不能出以前、水勢ニ寄手延ニ難成様子ニ候ハ、両国橋最寄之船持町々江本所方与

33) この文書は、ほかに出水一件40、42、44にも写本がある。この120がより原本に近い写本である。なぜならば42の二番目の一ツ書には「此ヶ条一段下ヶニ而御本紙認有之」とあり、そのようになっている現存本は40の中のものとして120である。120は表紙と裏表紙および料紙四隅の褪色が激しく、使用されていた文書と思われる。本研究は、文書作成後の利用にも注目しているため、使用されていたと思われる方を採用した。なお、42が清水の、44が家城の控えであるから、120は轄番所あるいは町奉行所で実際に使用されていた可能性がある。また、この文書は40が救済2 p662-673に翻刻されている。

力共より直ニ呼寄候事も可有間、兼而右最寄之名主江ハ心持可申渡置候
一両国橋際江手明之与力同心不残相詰、船參次第手分致し乗出し、出水之場所不洩様可相
廻事
一諸材木竹板類并平生之船賃より決而高直ニ致間敷旨町触可申付事
一吉川町江御救小屋、梁間三間桁行拾五間杉丸太建惣繩結屋根苦葺軒高八尺四方懸払根太
竹簧無縁畳或ハ藁敷、式ヶ所、并三人立雪隠式ヶ所、葺篋張苦葺惣用竹矢来入口壺ヶ所
付、外ニ焚出持運与力同心差配致し候小屋、梁間三間桁行拾間仕様、右同斷軒高壹丈、
三方葺篋張、桁行五間之間、根太竹簧琉球無縁畳敷入前通壺間之苦葺庇付、残五間之所
土間之積、尤不足之節者建増可申事
一米諸式共御買上ニ而堺町葺屋町茶屋共江焚出申付、壺人前白米式合積握飯ニ味噌懸日凡
九匁宛紙包ニ致し、懸之もの改荷籠ニ而人足共江為持、吉川町江持運同所懸之もの致差
配割渡、本所深川の方ハ船と致手分、与力同心之内差添、呑水共配遣右之通日々一度宛
差遣可申事
一焚出場所与力同心六人、雇船の方与力同断同心四人、吉川町差配方与力同断同心六人、
懸リ相極其外ハ日々手配可申付事
一水引候上右御救相止候共、老人病人片輪者等ニ而兼而困窮之上住居潰或ハ大破致し諸道
具商売物押流、差当可取統様無之、及渴命候極貧之もの共江、男ハ一日壺人式合宛、女
并小兒江一日壺人式合宛御救米三十日之積前々之通調之上可被下事
(朱)「○按ニ町会所取立致候定ハ如此歟」
(以下、鯨船、水防道具、水防請負人、両国橋役船之もの、橋番請負人、橋上江重り石、
御定町人足、鶴房次郎役船覚、船持町之覚についての詳細省略)
右ハ前々出水之節防方手配等見計取極候趣、書面之通ニ御座候、右之通兼而相心得罷在、
猶又其節之始末次第取計候様可仕候哉奉伺候、以上

子八月

池田筑後守

小田切土佐守

(朱)「○寛政中ハ両国之外之橋ハ皆民有故、各自銘々手当致したるもの也」

前文の部分によれば、水害への対処は、享保・寛保・宝暦・天明6年などの対処を見計らいなが
ら行ってきたが、炊き出し、町々からの救助船の徴発、川船統制者である鶴房次郎³⁴⁾が供出
する救助船などについて、あらかじめ定めておけばよろしいとし、特に火災の場合は「御定」
が色々あるので対処が行き届くと述べている部分が興味深い。確かに火災の場合は、早くも享
保5年に有名ないろは組を設定した際、町奉行所与力の勤方を定めている³⁵⁾。これに対して、
水害対処マニュアルはこれまで策定されたことはなかったのである。また、この文書は6月に
恐らく老中から命ぜられて作成されていることも判明するが、別の写（出水一件42）には表題
の朱書に「子六月十四日越中守殿御直取調可申上旨口上添筑後守江御渡御書取之写此通請認

34) 鶴房次郎は、享保5年の川船奉行の廃止に伴い、川船統制者として任命された鶴武左衛門（川名
登『河岸に生きる人々』平凡社、1982年）の子孫で、この時点で川船統制を担っていた「川船改
役」と思われる。

35) 『徳川禁令考』前集第三（創文社、1959年）1838。

ル」とある。これは「松平定信が水害対処策について取り調べて上申するようにとの指示を、口上を添えて町奉行池田筑後守に書取という文書形式で伝達したので、その写をこの通りに認めた」という意味であろうか。認めたのは与力であろうか。実際の文書も注記によって示されている。それは、冒頭から7行目の「出水一件」42にある朱添え書きまでである。これにより、老中書取によって定信の意志が町奉行池田に示されたことが明確にわかる。つまり、これから内容を見ていく水害対処マニュアルの作成は松平定信による水害対策の一つとってよい。

申上書の内容は以下の通りである。

- ① 本所方与力同心が川の水位を計測し、町奉行に報告する。増水が著しい場合には、与力・同心と本所道役が両国橋の番所に詰める。
- ② 鯨船を出動させ、水防道具を用いて、橋番請負人と「役船之者共」に人足を出させる。この体制のもと、橋の上に重石を載せるなど、橋の破損と倒壊を防ぐ。夜中には提灯を出す。ここには書かれていないが前節で見た通り、流下物の取り除きといった作業もここには含まれるであろう。そのほか、流下物を防ぐために状況を見計らって町人足を三ヶ所に詰めさせ、同心をそこに配置して指揮をとらせる。
- ③ 「大水」の可能性が高まった場合には町奉行が出動する。鶴房次郎(川船統制者)と船持には予め申し渡しておき、救助船の用意をし、差回数次第で両国橋に船数を揃えて出動させる。
- ④ 町奉行が出動する以前にあっては、町方船徴発に関しては状況により本所方与力にその権限を付与する。
- ⑤ 手すきの与力・同心は浸水地域を巡見する。
- ⑥ 建築資材や船賃の高値禁止の町触を発令する。
- ⑦ 吉川町(両国橋西詰め)に御救小屋を設置するほか、炊き出しおよび与力・同心が差配する小屋も設置する。
- ⑧ 炊き出しは米の調達も含めて堺町・葺屋町(芝居町)の茶屋に命じる。炊き出しの出し方、配布、配達の方法も定められている。
- ⑨ その際の与力・同心の配置も定められている。

⑩ 水が引いたら炊き出しを終了させ、極貧者への御救米を支給する。その期間は30日とする。先の延享2年(1745)の際に詳細に定められたのは②の部分のみであった。この両国橋防衛マニュアルも含めて、被災者への炊き出しや救助船による配布も含めた包括的な水害対処マニュアルになっていることがわかる。もっとも、包括的といっても町奉行所の管轄内における包括性である。末尾の朱書に示されているように、両国橋以外の橋は「民有」すなわち町人橋であったため、それぞれの橋請負人や請負町に水害対処も任されている。その意味では縦割り行政を如実に示しているとも言える。

また、ここに記されていることは、全て寛保2年や天明6年の水害で現実に行われたことである。これまでの町奉行所での経験の蓄積を集大成したものと言える。特に③は、鶴氏が勘定奉行支配であったため、正式には町奉行が直接船の動員を要請することができないという縦割り行政の欠点への対処と考えられる。寛保2年水害の際には「御勘定奉行中より申参候ては遅ク候間、先申遣候」と非常時であることを理由に町奉行と鶴が直接連絡をとりあって水害に対処し、勘定奉行には事後承諾で済ませた、ということがあった(「出水一件」7)。また、同じ水害の際、当分火附盜賊改久松忠次郎が被災地盜難多発への対処として出動しようとした際、

鶴が調達するはずの船が約束の日時に来なかったため町奉行は町方役船を出すことになった。このことについて町奉行は「一、町方役船之儀は両国橋際ニ而商売仕候為冥加、加役方御用之儀は別段之儀ニ御座候ニ付、鶴武左衛門方より役船可差出儀と奉存候」と老中松平乗邑に上申し、これはその日のうちに勘定奉行に伝達された（「享保撰要類集 出水之部」上四）。「加役」は当分火附盗賊改のことであるから、町奉行自身が当分火附盗賊改が使う船に町方役船を動員するのは筋違いであると考え、それを老中に表明していることがわかる。こうした問題の発生を防ぐために③のことが予め取り決められようとしていたのであろう。

冒頭の朱書きによれば、この文書は老中松平定信に提出されたが、定信の判断が下されなかったことがわかる。しかし、町奉行所の方ではこの申上書の内容を含んで水害への対処を行うことが明記されている。なお、定信の判断が下されなかった理由は、却下の意味ではない。別の写の標題の朱書では「寛政四子年八月廿二日 越中守殿江御直ニ上ル、御下知無之御退役被成候」（「出水一件」40）あるいは（朱）「寛政四子年八月廿二日 越中守殿江御直ニ上ル、御下知無之、其後丑七月廿三日御退役溜詰被仰付被任少将」（「出水一件」42）とあって、定信が翌年7月に老中を退役したためであることが判明する。

したがって、ここに水害対処マニュアルが策定されたと判断することができる。

おわりに

本稿で明らかになったことをまとめる。

- ① 水害記録に関しては、寛保2年（1742）水害の際になってはじめて系統的な編集が行われた。この段階では先例が十分には利用できない状態であった。
- ② 寛保2年水害直後に両国橋防衛に限定したマニュアルが作成され、実際にその後の水害でマニュアルにしたがって対処が行われた。
- ③ 寛保2年水害後は、編集の程度の差はあるが、軽微な水害に関しても、継続的に記録が作成され保管され、先例が蓄積されていた。
- ④ 天明6年（1786）水害にあたっては、蓄積された先例に基づいて対処が行われた。
- ⑤ その6年後に、町奉行所の管轄に限定された包括的な水害対処マニュアルが策定された。

以上から、先例の蓄積およびマニュアルの策定が文書上の水害対処として行われていたことが判明した。本稿の検討の限りでは、その過程は先例集の質的向上というよりも、マニュアル策定の方に向かったという特徴を指摘できそうである。それは、この記録が日常的行政ではなく災害対処を内容としているからではないだろうか。災害対処は緊急性を要するものであり、先例を検索している時間が望めないということなのではないだろうか。マニュアルが策定されれば、蓄積され続ける先例はそのバックデータという位置づけになるのであろう。

本稿で検討したことは、水害対処という行政課題に対して、どのような文書がどのような経緯で作成・利用されたか、という問題に限定されている。実際にどのような対処を行い、それがどの程度有効であったのかという歴史学的な問題は別稿に委ねたい。

さらに、松平定信政権のもとで策定された水害対処マニュアルが寛政4年以降有効に機能したかどうかの検証、および「出水一件」の編集のされ方にその後変化があったかどうか、次稿に委ねることとしたい。

<追記>

本特集で筆者は、「被災資料保全活動の後方支援」と題して、筆者が行っている被災資料保全活動の報告を執筆する予定であった。昨年度分に関しては、『人間文化機構連携研究「9-19世紀文書資料の多元的複眼的比較研究」2011年度年次報告書』（人間文化研究機構、2012年）に活動報告を載せてある。昨年度の活動は、石巻文化センターという博物館の備え付け図書の保全活動に加わったことが中心であった。今年度からは、人間文化研究機構連携研究「大震災後における文書資料の保全と活用に関する研究」（代表西村慎太郎）のなかのランチとして活動している。今年度は、宮城歴史資料ネットワークが史料画像データを海外に預ける際に必要な文書群概要記述の作成と英訳の仲介、および石巻市内寺院の経典の修復準備に、東京都内の大学院生の協力を得ながら、参加させていただいている。

しかし、決して主体的な活動ではなく、また関与した個々の活動全体に取り組んでいるわけでもないため、活動記録を論文に高めることは不可能と判断し、その代わりに本稿を寄稿することとした。津波被災地にこれまで9回足を運んだことが江戸の水害史料を読み始めた背景にあるということは確かであり、そのために学問的な範囲を踏み越えた記述をしてしまっている部分もあることも自覚している。ただ、研究というものが、時代的制約性を本質的に免れないとすれば、「大震災後」という新たな時代の初期に記された小文として活字にすることも許されるのではないかと思う。

別表 寛政期以前（18世紀）の「出水一件」

	外表紙	内表紙 ないし冒頭	内裏表紙	外裏表紙	形態情報	内容	
1-2	享保五子年より同八卯年ニ至出水一件 壹 (印)「鞘番所」	享保五子年より 両国橋船渡并満水流材木 附渡り物 ・御殿河岸竹町岡田川船渡 ・中之郷御上り場御挑燈并閘板 ・大川端新高積 (朱)「壹」	なし	あり、文字なし			
		享保六年丑閏七月 両国橋満水ニ付一件留書 附流材木片付浪除杭損之事記ス ひかへ 十式	あり、文字なし				前冊より1cmほど小さい判形の薄い冊子合綴
3-4	享保十四酉年ヨリ同十九寅年至出水一件 貳 (印)「鞘番所」	享保十四年西四月 両国橋満水之節流掛り候防請負一件 本所掛り樋口次郎左衛門・藤田六郎右衛門 道役留 (朱)「二」	なし	あり、文字なし			
		享保十五年戌八月晦日九月朔日 満水流木并人足一件 控 (朱)「三」	なし				
		享保十九年寅六月 満水一件控 満田作左衛門・樋口次郎左衛門 (朱)「三」	なし				与力・同心による報告書。内容は橋の防衛の詳細(人足の働き)。
		享保十九年寅六月 [両国版] 橋流失一件留 (朱)「四」 掛り樋口次郎左衛門・満田作左衛門留書 控	家城善兵衛				道役の控え
5-6	寛保二戌年出水一件 三三冊之内上 (印)「鞘番所」	(内表紙) 寛保二壬戌年八月出水一件書留 上 (朱)「四」	なし	あり、文字なし	美濃判。下小口墨書は表紙情報と同じ		
7-8	寛保二戌年出水一件留 三上 道役扣 (朱)「九之内」 (印)「鞘番所」	(内表紙) 寛保二壬戌年八月出水一件書留 上	家城善兵衛	なし			
9-10	寛保二戌年出水一件 三三冊之内中 (印)「鞘番所」	(内表紙) 寛保二壬戌年八月出水一件書留 中 (朱)「四」 (内表紙裏)「追々者表紙取替大切ニ取除置可申事」	なし	あり、文字なし	美濃判。	下小口墨書は表紙情報と同じ	
11-12	寛保二戌年出水一件留 三中 道役扣 (朱)「九之内」 (印)「鞘番所」	(内表紙) 寛保二壬戌年八月出水一件書留 中	家城善兵衛	なし			
13-14	寛保二戌年出水一件 三三冊之内下 (印)「鞘番所」	(内表紙) 寛保二壬戌年八月出水一件書留 下 (朱)「四」	なし	あり、文字なし	美濃判。下小口墨書は表紙情報と同じ		
15-16	なし	寛保二壬戌年八月出水一件書留 三下 (印)「鞘番所」	家城善兵衛	なし			
17	寛保二戌年出水一件 四式冊之内 上 (印)「鞘番所」	寛保二戌秋 出水一件書留 本所改安藤源助殿扣写 家城善兵衛扣 (朱)「六」	あり、文字なし	あり、文字なし			
		当七月神田川并大川通出水ニ付、両国橋・中之郷竹橋・駒形町右三ヶ所へ相詰候人足へ貸銀被下候手形帳写 寛保戌十二月十九日 扣	あり、文字なし				料紙の大きさ同じだが、裏表紙の色からもとは別帳と判断。
		寛保二年戌八月 出水三付新大橋へ相詰候人足書上 (朱)「八」 高砂町名主庄右衛門・村松町名主源六・田所町名主平蔵	あり、文字なし				料紙の大きさ違うのでもとは別帳と判断。
		(朱)「寛保三子年」 両国橋川筋出水之節、防方之儀ニ付御書付御ヶ条之趣評讓仕候儀申上候一件 道役扣 (朱)「百六十三」	あり、文字なし				料紙の大きさ違うのでもとは別帳と判断。
18	寛保二戌年出水一件 四式冊之内 下 (印)「鞘番所」	撰要類集之内出水一件書抜 (朱)「七」但二冊之内一冊計有之 二冊之内	(内裏表紙・外裏表紙の判別不能) あり、文字なし				

19-20	延享元年ヨリ明和 三戌年ニ至 出水一件 五 (印)「鞘番所」	延享元年子七月十日 出水之節防方 申合連判 (朱)「十」	あり、文 字なし	あり、文 字なし		連印あり
		延享武丑年 神田豊島町仁兵衛・若 松町七郎兵衛・浅草山谷町平七、出 水之節両国橋水防之儀ニ付願書一件 (朱)「四十三」 家城善兵衛扣	おそら くなし			両国橋水防請負 願書(結果は却 下)
		寛延二巳年八月 大川通出水一件 神田川通橋々十三ヶ所落崩	なし		形態からは独立 帳面とはいえない。	
		寛延二巳年八月十三日 神田川出水 節両国橋相詰候ニ付、御褒美之儀 に付書付	あり、文 字なし		前冊とは料紙の 大きさが違い、 染みの付き方も 異なるので、元 来別の帳面。	
		元禄十七申年 御船手衆へ御下ヶ被 成候御書付、本所奉行衆へも御下ヶ 被成候哉、取調可申上旨被仰付候ニ 付、相調申上候書付 (朱)「老」	なし		前の帳面と大き さ異なる。	
		明和三戌年 戌六月廿九日 大川出 水一件留 道役扣 (朱)「十七之内」	なし		表紙の色の違い から明らかな別 の帳面、大きさ も異なる。	
21-22	宝暦十二午年 出水一件 六 式冊之内 (印)「鞘番所」	宝暦十二午年六月 出水一件留 上 (朱)「十六之内」	なし	あり、文 字なし		①水位記録6月 19-24日、②与力 や両国橋水防役 よりの注進・届 書の写、日付順6 月19日-7月8日。
23-24	宝暦十二午年 出水一件 六 式冊之内 同三酉年 水防方 之儀申上候書付	宝暦十二午年六月 出水一件留 上 道役 (朱)「十五之内」	あり、文 字なし	あり、文 字なし		21②冒頭と同じ。 19-23日
		「宝暦十二」(異筆) 午六月廿三日 九ツ時より 出水一件留 中 道役 扣 (朱)「十五之内」	あり、文 字なし			前冊の続き6月 23-28日
		「宝暦十二年」(異筆か) 午六月廿 八日 出水一件留 好首能恰 道役 (朱)「十四之内」	あり、文 字なし			28日-7月8日。
		宝暦三年 酉八月四日和泉守様より 服部仁左衛門殿江御尋有之、同月六 日御内寄合之節御上ヶ被成候、両国 橋大川筋出水之防方之儀被仰上候御 書上ヶ写シ (朱)「廿三」	あり、文 字なし			
25-27	明和三戌年 出水一件 七 (印)「鞘番所」	(内表紙) 明和三年戌六月廿九日 大川出水一件留 道役扣 (朱)「十七之内」	なし	あり、文 字なし		地の文が多い。 目記形式6.29- 7.11。日付の下に 与力の名。明ら かな与力の記録。
		明和三戌年六月晦日 松平右近将監 殿・田沼主殿頭殿江上ル 大川通出 水ニ付見分罷越候儀ニ付申上候書付 依田豊後守 (朱)「十九」			紙からは元独立 帳面とはいえない。	
		明和三年 戌七月 出水之節両国橋 ニ而書留 道役 (朱)「廿」	なし			7.20-8.4 道役自 身の書留かどう か内容からは確 定できず。25な どと似た内容。
		大川橋出水日記 (朱)「四十七」	なし			(明和3?) 7月 1日から始まる。 与力の日記かも。 字きたない
		明和三戌年 出水ニ付御褒美并御入 川一件留 清水扣 (朱)「十八」	あり、文 字なし			
28-29	安永五申年より同 九子年ニ至 出水一件 八 (印)「鞘番所」	安永五申年より 両国橋出水気ニ付 御届書之覚 (朱)「廿二」	あり、文 字なし	あり、文 字なし		
30-31	天明元丑年ヨリ同 二寅年ニ至 出水一件 九 (印)「鞘番所」	天明元丑七月十三日ヨリ 大川通出 水一件 道役 (朱)「廿三」	なし	あり、文 字なし		14日から。天明 2年、天明3年も あり。

水害記録と対策マニュアルの形成（渡辺）

32-33	天明六年年 出水一件 拾 三冊之内 上 (印)「鞘番所」	天明六年年 七月 出水一件留 口 記 清水八郎兵衛	あり、文 字なし	あり、文 字なし		①水位記録、② 町奉行動静7.17- 8.16、③水位記録、 ④与力記録7.15- 7.18、⑤両国橋飯 養仕様、8月2日 まで。33は8月3 日から始まる。 与力日記
34-35	天明六年年 出水一件 拾 三冊之内 中 (印)「鞘番所」	天明六年年七月 御奉行より御届 出水二付諸御伺一件	なし	あり、文 字なし		
		本所・深川筋出水二付施行仕候町人 共之儀申上候書付	なし			
		本所・深川筋出水二付施行仕候町人 共之儀申上候書付 「四」(抹消) 下	なし		表紙が退色して いることから、 こちらが原本 か?	直前行の同タイ トル文書と同じ 内容か。
36	天明六年年 出水一件 拾 三冊之内 下 (印)「鞘番所」	天明六年 午十月 出水二付本所深 川之者共へ被下候給物具外御入用仕 上帳	なし	裏表紙 あり、文 字なし		
		午年出水之節損失致候水防道具御買 上候書物扣 天明六未年	なし		前の帳面と大き さ異なり、この 表紙やや退色。 しかし虫食いつ ながる。	
		(朱)「寛政七〇年」(抹消上書)「天 明六年年」 深川扇橋町より横川西 町江渡ル新高橋当七月出水之節流失 致候場所、掛足御修復御材木寄 (朱)「千両橋之内江入ル」	あり、文 字なし		この表紙、前の 紙と大きさ異な り、虫食いもつ ながらない。	
		天明六年年七月 大川通出水一件 (単に表紙の写かも、他にもあり)			この部分は文字 が乱雑。	本所方与力から の発信文書の写 し
37-38	天明六年年 出水一件 拾 但虫食余計もの (印)「鞘番所」	天明六年年 大川通出水一件	あり、文 字なし	裏表紙 あり、文 字なし		7月15日より(32 ④、33日記と同 文か) 与力仁 杉幸右衛門日記。 最後の方に与 力から町奉行へ の通信原本あり
		御教米割渡帳 八月五日夕佐次右衛 門御番所へ出候節、左伝より借候而 参ル、六日両国ニ而写夕御届之節返 上いたす			これ自体はもと 別帳ではなく、 帳面の写し。	与力が町奉行所 からこの帳面を 借りて両国で筆 写。
39-40	寛政三亥年、同子 年二至 出水一件 拾毫 (印)「鞘番所」	寛政三亥年八月 両国橋大川通出水 一件 道役留 (朱)「廿五」	なし	あり、文 字なし		
		初鹿野河内守様御掛 寛政三亥年八 月九月 大川通出水二付相詰候者へ 御褒美之儀申上候書付扣 道役	なし			
		深川西永町亀井隠岐守抱屋敷内江高 波之節御材木流寄有之二付、出シ方 之儀御勘定奉行より御達有之二付一 件書付			元別帳でない	
		寛政四子年七月 小田切土佐守様御 月番 大川通水之様子御届写 道役 扣 (朱)「廿六」	なし			
		寛政四子年七月十三日ヨリ 大川通 出水日記 両国詰合 (朱)「廿九」	なし		表紙の色が異な り虫食いが不連 続なのでと別 帳。	
	出水之節取計方之儀二付申上候書付 池田筑後守・小田切土佐守 (朱)「寛政四子年八月廿二日 越中 守殿江御直ニ上ル、御下知無之御退 役被成候」	なし	表紙の色が異な り虫食いが不連 続なのでと別 帳。			

41-42	寛政四子年より同五丑年二至出水一件 拾式(印)「鞘番所」	寛政五丑年七月 小田切土佐守様御月番 大川通出水一件留 道役(朱)「卅三」	あり、文字なし	あり、文字なし		
		寛政五午年七月 流木書上 大川橋掛り名主共 (朱)「十一下」	なし		名主捺印あり。虫食い不連続につき元別帳。	
		小田切土佐守様御掛 寛政五丑年七月十二月 大川通出水二付兩國橋并大川橋へ相詰候諸入用町入足賃銀其外御糞美一件 道役扣(朱)「三十三」	あり、文字なし		表紙褪色につき明らかなもと別帳。	
		土佐守御掛 寛政五丑年出水二付御糞美一件書付 (朱)「十一上」	あり、文字なし		紙の大きさと色同じ。虫食い継続。	
		出水之節取計方之儀二付申上候書付池田筑後守・小田切土佐守 (朱)「寛政四子年八月廿二日 越中守殿江御直ニ上ル、御下知無之、其後丑七月廿三日御退溜詰被仰付被任少将」「廿八 写」	清水八郎兵衛扣		紙の大きさと色同じ。虫食い継続。	
		寛政六寅年八月 大川通出水之部(朱)「十二上」	なし		紙の大きさと色同じ。虫食い継続。	
		寛政七卯年七月 兩國橋大川通水之御控 (朱)「卅四」	なし		紙の大きさと色同じ。虫食い継続。	
43-44	寛政八辰年より同十一年未年二至出水一件 拾三同四子年出水之節取計方之儀何書(印)「鞘番所」	寛政八辰年六月 兩國橋大川通出水二付御届書留帳 清水八郎兵衛扣(朱)「卅五」	なし	あり、文字なし		
		村上肥後守様御月番 兩國橋大川通出水二付書留 寛政九巳年七月 道役扣(朱)「卅六」	清水八郎兵衛		表紙やや褪色。大きき同じ、虫食い不継続。	
		寛政十年年四月 村上肥後守様御月番 大川通水之様子御届 道役扣之分(朱)「卅七」	なし		表紙やや褪色。大きき同じ、虫食い不継続。	
		寛政十一年未年四月 大川通出水二付書留 道役扣(朱)「根岸肥前守様御月番」「卅八」	清水八郎兵衛		表紙褪色。大きき同じ、虫食い継続。	
		寛政十一年 未八月 大川通水之様子御届一件 道役扣 (朱)「卅九」	なし		表紙やや褪色。大きき同じ、虫食い継続。	
		寛政十一年申六月 大川通出水御届書 道役扣	なし		表紙やや褪色。大きき同じ、虫食い継続。	
		出水之節取計方之儀二付申上候書付池田筑後守・小田切土佐守 (朱)「寛政四子年八月廿二日越中守殿江御直ニ上ル、御下知無之御退役被成候」「卅九」	道役家城扣		表紙やや褪色。大きき同じ、虫食い継続。	
117	明和三卯年 大川通出水書留(印)「鞘番所」	明和三卯年 大川通出水 兩國橋留記	なし	あり、文字なし		
118	明和九辰年 大川通出水書留(印)「鞘番所」	明和九辰年 大川通出水 兩國橋留記	なし	あり、文字なし		
120	出水取計方	出水之節取計方之儀二付申上候書付池田筑後守・小田切土佐守 (朱)「寛政四子年八月廿二日 越中守殿江御直ニ上候処、其後御沙汰無之候得共、此申上之趣相含取計候」	あり、文字なし	あり、文字なし		